

令和8年2月2日公告

令和8年2月6日修正

物件調書

《ご注意》

- ★ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。
- ★ 物件調書、図面と異なる場合は、現況を優先します。なお、入札時と契約時の現況が異なる場合は、契約時の現況を優先します。なお、本物件について、種類、性質又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも、その一切の責任を負いません。
- ★ 物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地等の調査確認を行ってください。
- ★ 入札は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件調書	
所在地	淀川区加島1丁目532-1内外
住居表示	淀川区加島1丁目34番街区
貸付面積	1, 022. 63 m ²
使用用途	平面利用
形状	明細図のとおり
土地の状況	更地
接面道路の状況	南側 私道 現況幅員 約3m ※前面の道路は、道路認定されておらず、また建築基準法上の道路ではありません。
用途地域	第1種住居地域
交通機関	J R東西線 加島駅の東方 約550m 徒歩約7分
特記事項	
1	賃貸借期間 ア 期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。
2	賃貸借料 ア 予定価格には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。契約の際は、消費税等（10%）が加算されます。 イ 本市が必要であると認める時を除き、賃貸借料の変更はできません。
3	土壤汚染や埋設物等 ア 土壤汚染や埋設物等について本市は一切対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。必要に応じて借主の負担で対応してください。 イ 種類、性質、または数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも、本市はその一切の責任を負いません。
4	工作物設置等 ア 本件地を改修する際については、事前に本市と協議を行ってください。 イ 舗装を行う場合や、ネットフェンス等工作物を設置または撤去する場合

		等において、その費用負担及び必要な申請等は、すべて借主で行っていただきます。
	ウ	本件地を改修した場合は、賃貸借契約期間が終了するまでに、本市の指示に従い、借主の費用負担で原状回復したうえ、本市に返還してください。
5	現地調査	
	ア	本件地の貸付期間中において、本件地周辺を整備する場合や本件地を調査する必要が生じた場合は、現地に立ち入ることがあります。 その際には、ご協力をお願いします。
6	本件地の管理	
	ア	賃貸借期間中は、周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件の除草や清掃等を行うなど、適切に管理してください。(貸付範囲周辺含む)
7	使用上の注意	
	ア	本件地においては、 <u>粉じん発生が予想される碎石・砂・残土等の置き場や、廃棄物等の仮置き場や中継地</u> として使用することはできません。
	イ	悪臭・騒音・振動・土壤汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。
8	その他	
	ア	月極め駐車場などとして使用する場合は、本市からの求めがあれば契約者情報や契約内容など必要な書類を速やかに提出してください。
お問い合わせ先		福祉局 高齢施設課 TEL06-6241-6530

周辺図



明細図

